

## 甲斐市民対話集会実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、市民参画による協働のまちづくりの推進を図るため、市民と市長が行う市政に関する市民対話集会(以下「対話集会」という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対話集会の開催地区等)

第2条 対話集会は、次により実施するものとする。

- (1) 開催地区は、テーマや地域等の実情を考慮して定める。
- (2) 開催の日時、場所等は、参加の利便等を配慮して決定する。

### (対話集会の実施)

第3条 対話集会は、あらかじめテーマを設け、当該テーマについて市民との対話による意見交換により行うものとする。

2 前項に掲げるほか、対話集会の開催を希望する市行政関係団体、市内自治会組織、市民団体及びその他市内に在住、在学又は在勤の者で構成するグループ(以下「市民等」という。)は、市民対話集会開催希望企画書(様式第1号)により、開催を希望する日より3月前までに市長に提出するものとする。

3 前項に掲げる企画書が提出されたときは、開催趣旨、テーマ等が本事業の目的に適合しているか審査し、実施の可否を決定し通知(様式第2号)するものとする。

4 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、対話集会は開催しないものとする。

- (1) その主たる目的が政治的又は宗教的活動を旨とする団体が主催する場合
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 個別相談や苦情等を目的とするもの
- (4) その他開催することが適切でないと認められるもの

5 対話集会は、原則として甲斐市内で開催する。なお、市民等が指定した場所で開催した場合に発生する費用は、当該市民等が負担するものとする。

6 市長は、テーマに係る職員を同席及び発言させることができる。

### (開催の周知)

第4条 対話集会の開催の周知は、広報誌、ホームページ、自治会の回覧等により行うものとする。

### (公表)

第5条 対話集会の実施結果は、広報誌及びホームページ等で公表する。

(庶務)

第 6 条 対話集会に関する事項は、企画政策部秘書政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、対話集会の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。